

みらいニュ

平成 26 年 3月7日

Vol.45

民事事件の期日への出席

刑事事件の法廷シーンはテレビド ラマなどでもおなじみですが、民事 事件については、なかなかドラマに なりにくいため、いったい、どんなふ うに、裁判手続きが行われている か、知らない方も多いのではないで しょうか。



口頭弁論主義

民事事件も、法廷に当事者―原 告(訴えた側)と被告(訴えられた 側) ―が出席して、口頭でお互いの 言い分を述べる、というのが建前で す(口頭弁論主義)。

しかし、弁護士が原告や被告の 代理で出席する場合は、事前に、言 い分を文書にして相手と裁判所に 渡しておき、法廷で裁判手続きが行 われる日(弁論期日)には、立ち上 がってその文書を「陳述します」とひ とこと言うことで、言い分を主張した

ことにします。この場合、座ったまま 「陳述する」弁護士もいますし、裁判官 が「陳述しますね」と言葉をかけるのに うなずくだけ、という場合もあります。

裁判の公開?

民事裁判の法廷は原則として公開 で傍聴は自由ですが、事前に書類を 出して期日に「陳述」するだけでは、傍 聴している人は、どんな裁判が行われ ているのか、実のところ、よくわかりま せん。

==========

ではここで問題です。

Aさんは、突然、聞いたこともないB 株式会社から、貸した金を返せと裁判 所に訴えられ、裁判所により第1回期 日が指定されました。Aさんは、これを 無視しておいていいでしょうか。





答え

無視してはいけません。Aさんが第 1回期日に欠席すると、裁判所は、Aさ んがB会社の主張する事実を全部認 めたものとみなして、直ちにAさんに全 額支払えと判決をすることがありま す。Aさんとしては、自分で出席する か、自分の言い分を書面にして裁判 所に提出するか、あるいは弁護士に 依頼して対応してもらうなどして、B会 社の主張を争う必要があります。

(定者吉人)

平成26年3月の 相談会等のご案内

=========

●「暮らしとこころの相談会」 3月11日(火)・12日(水) 受付:午前の部 10時~11時45分、 午後の部 12時30分~16時/場 所:広島駅南口 エールエール地下広 場/予約不要/相談料無料/電話相 談も実施します。TEL:090-4890 -1579(時間帯は上記と同じ)/主 催:広島弁護士会/問合せ先:法テラ ス広島 TEL:050-3383-5485

●「全国一斉投資被害110番」 3月14日(金) 10時~15時 当日電話番号:082-221-5811 予約不要/相談料無料(通話料はご 負担ください)/電話相談で弁護士が 概要を聴取し、希望者には、後日弁護 士による面談相談(初回無料)を実施 /主催&問合せ先:広島弁護士会 TEL: 082-228-0230



関西に長く住んでいたので、「広島のお好み焼きがなんぼのもんじゃい!」と思っていました。 食べました。 …あれ?うまい? うまーい!!!! もう、大好き。



弁護士法人 広島みらい法律事

広島みらい 事務所 検索 ぞう

HP http://www.hiroshima-mirai.com/

夜間や土日などの相談も受け付けております。 相談希望の方は、お気軽に電話でお問い合わせ下さい。

広島本所

Hiroshima office

〒730-0013 広島市中区八丁掘2-31鴻池ビル9階

☎ 082-511-7772

【受付時間】9:00~18:00 (平日)

所属弁護士:二國則昭、定者吉人、見之越常治、

半澤茜、深田健介、橋本敬介

尾道支所

Onomichi office

〒722-0036 尾道市東御所町4-16尾道駅前ビル2階

☎ 0848-21-0045

【受付時間】9:00~17:30(平日)

所属弁護士:成廣貴子、佐藤邦男

大竹支所

Otake office

〒739-0611 大竹市新町1丁目8-3 アーバンタワー大竹1階

ପ୍ତ 0827-54-1222

【受付時間】9:00~17:30(平日)

所属弁護士:丸亀日出和